

議案第108号

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。  
令和3年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例  
鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（平成15年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「国内希少野生動植物種」の次に「（同条第6項の特定第二種国内希少野生動植物種を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の改正により新設された特定第二種国内希少野生動植物種を県の指定希少野生動植物として指定することができるようにするため、所要の改正をしようとするものである。